

生駒市職員採用試験のお知らせ

申込方法

下記リンクから、「Talent Palette」のページより申込

・課税調査員

https://tath3855.talent-p.net/EntryFormMng/Entryform?url_token=c5da94bf78294cb88022cee2e7af099a

・滞納徴収員

https://tath3855.talent-p.net/EntryFormMng/Entryform?url_token=99688d3071d3438dadfac358821f4c7a

申込受付期間

令和5年12月20日(水)～令和6年1月8日(月・祝)23:59 受信分まで

任期 3年(最長5年※)

採用予定日は、令和6年4月1日から同年9月1日までの範囲で相談に応じます。

※ 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律により、任期が更新される場合があります。

1 試験区分・採用予定数・職務内容・受験資格など

職種 (職位)	採用 予定数	職務内容	受験資格(年齢制限なし)	
税務専門員	課税調査員(主任級)	1名程度	<ul style="list-style-type: none"> ・所得税確定申告等の処理に関する職員への指導業務 ・個人市民税賦課業務(主に確定申告書の確認作業等及び税務調査に関する事務) ・償却資産の申告確認等及び税務調査に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれかの条件を満たす人 ①税理士又は税理士となる資格を有する人で、かつ税の所得税事務に20年以上従事した経験を有する人 ②行政機関において個人市民税賦課業務に10年以上従事した経験を有する人
	滞納徴収員(主任級)	1名程度	<ul style="list-style-type: none"> ・市税等の徴収及び滞納処分に関する事務、職員に対する指導及び徴収率向上のための提案業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・次の条件を満たす人 税理士又は税理士となる資格を有する人で、かつ税の滞納処分に20年以上従事した経験を有する人

[留意事項]

- 採用予定人員は、現時点の予定ですので、変更になることがあります。
- 専修学校(専門学校)を卒業された方へ
専修学校(専門学校)の課程・コースによっては、「高度専門士」や「専門士」の称号の取得(又は取得見込)扱いとなる場合がありますので、必ず自分の卒業された学校・課程を卒業学校などに事前にご確認ください。
高度専門士…大学卒業扱い 専門士…短期大学卒業扱い
- 「日本国籍を有しない人は、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わることはできない」とする公務員に関する基本原則に基づき、日本国籍を有しない人は受験できません。
- 地方公務員法第16条に該当する人は受験できません。
(地方公務員 <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325AC0000000261>)
- 持参・郵送による受付はしません。必ずインターネットで申し込んでください。
- 最終合格者本人の同意を得て、採用予定日以前に採用することがあります。

2 採用形態について

採用形態の種類	勤務日及び勤務時間	任期	副業
任期付常勤	週5日勤務 原則 8:30~17:15	3年(最長5年)	一部可 ※

※ 副業：任命権者の許可が必要です。(原則として地域貢献に寄与する活動に限られます。)

(実例：NPO法人での活動、スポーツの指導員等)

3 試験日・会場・内容・合格発表など

次の予定は、変更になる場合があります。

受験日等はあくまでも予定です。詳細は各試験合格者宛てに通知します。

	1次試験	2次試験
受験日	令和6年1月上旬~中旬	令和6年1月下旬~2月上旬
受験会場	-	1次試験合格者に通知
試験内容	・書類審査 ※申込時に入力していただいた内容で審査します。	・面接試験 ・適性検査
合格発表日程	令和6年1月中旬 予定	令和6年2月上旬 予定

- ・ 上記以外の試験内容の問い合わせについては、一切お答えしません。
- ・ いずれかの試験において、欠席又は棄権した場合には、それ以降の試験は受験できません。

4 受験手続

必ずインターネットで申し込んでください。持参・郵送その他の方法での申込みは受付できませんのでご注意ください。なお、申込みには、パソコン又はスマートフォンのメールアドレスが必要です。

(1) 受付期間

令和5年12月20日(水)~令和6年1月8日(月・祝)23:59 受信分
まで

(2) 申込み方法

- ① 生駒市ホームページ内の「職員採用試験」にある「申込はこちら」のリンクから、「Talent Palette」のページに接続してください。
- ② リンク先で受験申込を行ってください。申込画面では、受験職種や学歴のほか、志望動機などの文章の入力も必要ですので、必ず事前に画面で入力項目・注意事項を確認し、入力内容を準備した上で、申し込んでください。(システム上、入力には一定の時間制限があります。)
- ③ 最後に、「送信する」ボタンを押して申請書を送信します。
※送信以降、自身で申込内容の変更はできません。必ず再度申込内容に不備がないか確認してください。
※送信後、必ず「以上で申込は完了になります」の画面に変わったことを確認後、ブラウザを閉じてください。
- ④ 申込み送信後すぐに、「職員採用試験申込み確認メール」が申込時に登録したメールアドレス宛に自動送信されますので、届いたことを確認してください。確認後は、当委員会において申込内容の審査を行います。申込内容が不適切な場合や、文量が明らかに不十分な場合などは、審査の結果、受験不可とする場合があります。
「職員採用試験申込み確認メール」が届かない場合は、申込ができていない可能性が高いので、生駒市職員任用試験委員会に必ずお問い合わせください。

5 試験申込み時の注意事項

- 試験申込内の志望動機など記述式の必須設問に対し、回答が記載基準文字数(〇〇文字程度)に大幅に満たない設問がある場合は試験を受けられない場合があります。
- 登録に使用するメールアドレスは、パソコンかスマートフォンのメールアドレスを使用してください。フリーメールでも可能です。携帯電話のメールアドレスで申込みをされた場合、案内メールが届かない場合があります。この場合で受験できなかったときは、一切責任を負いませんのでご注意ください。

- 使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いませんので、**受験手続は、時間に余裕をもって行ってください。**
- 受付開始時間から受付終了時間までは、24時間いつでも申込みができますが、システムの保守・点検等を行う必要がある場合や、重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合、事前の通知を行うことなく、本システムの運用の停止、休止、中断、または制限を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。その際は入力する日を変更してください。また、このために生じた申込の遅延等には一切責任を負いません。
- お使いのプロバイダによっては、本市からの回答メールが迷惑メールフォルダ等に振り分けられるなどして届かない場合があります。その際は該当するフォルダを確認するか、プロバイダに問い合わせてください。
- 試験申込の記載事項等に不備のある場合は、ご連絡・確認することがありますが、このために生じた申込みの遅延などには責任を負いませんので、受験手続には十分注意してください。
- 採用試験の中で提出書類の印刷が必要な場合があります。提出書類を印刷できない方は、受験できません。
- この受験に関する提出書類は、一切お返しいたしません。
- 内定後、受験資格の証明書類を提出していただきます。(税理士資格証明書や在職証明書など)
- 受験資格がないこと、試験申込書の記載事項が正しくないことが判明したときや、この案内もしくは試験官の指示に従わない場合は、合格や採用を取り消すことがあります。また、採用試験合格者の方で、入庁日より前に受験資格を満たせないことが判明したときは、採用を取り消します。
- 申し込んだ内容を元に担当課より会計年度任用職員の募集案内をさせていただく場合があります。また、ご本人の同意のもと会計年度任用職員として採用する場合があります。
- 新型コロナウイルス感染症等の拡大防止のため、2次試験については、試験当日に風邪の症状等体調に不安がある方は、必ず生駒市職員任用試験委員会までにご連絡ください。可能な限り代替措置を行いますが、受験できない場合があります。

6 給与・その他

給与は、「生駒市の一般職の給与に関する条例」に基づき、学歴・経験等を勘案し、決定します。

経験年数	給与(年収)	休日と休暇	福利厚生
25年程度	約560万円	完全週休2日制 年次有給休暇	共済組合 厚生年金
35年以上	約600万円	各種特別休暇あり	公務災害補償基金 互助会

※ 勤務時間は週38時間45分想定です。

※ この給与のほか、通勤手当、扶養手当、住居手当などが支給されます。

※ 上記経験年数には、税に関わる業務に限らず、会社員、団体職員、公務員等としての勤務の他、自営業等としての事業経験を含みます。

・ 上記は、あくまでも参考例であり、給与の最低額を保証するものではありません。

・ 上記の給与には地域手当、期末勤勉手当が含まれます。

(なお、初年度は期末勤勉手当を期間調整いたします。)

・ 現時点の条例に基づいていますが、採用前に給与改定があった場合には、その定めによります。

7 試験に関するお問い合わせ

〒630-0288

奈良県生駒市東新町8番38号 生駒市役所人事課内 生駒市職員任用試験委員会

電話0743-74-1111(内線4280)